

# 消費者被害防止のための web 広告事業等業務委託 企画提案（プロポーザル）仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注する「消費者被害防止のための web 広告事業等業務」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付する場合において適用される主要事項を示すものである。この仕様は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの。）は受託者決定後、協議の上、千葉県が作成する。

## 2 事業目的

「県政に関する世論調査」の結果によると、消費者センターの認知度は低いまま推移している一方、消費生活相談件数は増加傾向にある。悪質商法の手口が多様化する中、消費者ホットライン（188）等についてバナー広告を作成し、併せてその手口・対策等を周知することで被害の未然防止を図るとともに、被害に遭ってしまった際には相談できる窓口があることを周知することを目的とする。

## 3 委託業務の内容

上記事業目的を効果的に達成することが可能な次の業務を一括して委託する。

なお、受託者が業務を完了した際は、業務完了報告書を千葉県に提出するものとする。

- (1) 消費者ホットライン（188）の周知を目的とするバナー広告を作成する。
- (2) 千葉県内に居住する被害に遭いやすい若年層及び高齢者を主なターゲット層とし、性別は問わない。
- (3) ランディングページは、千葉県ホームページ「消費生活などの相談窓口」とする。  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/customer/soudan/chiba.html>
- (4) バナーの掲載先は、Yahoo!及びX(旧 Twitter) 広告は必須とし、また、それに加え効果的と思われるものをなるべく多く活用すること（媒体数は不問（最低5媒体））。広告出稿先は、千葉県と協議の上決定する。
- (5) バナー広告（ディスプレイ広告・SNS広告）のデザインは、5個候補として挙げるものとする。画像サイズは横600ピクセル以上×縦355ピクセル以上で、容量は3MB以下とする。最終デザインは、千葉県と協議の上最大2個に決定する。
- (6) 掲載期間は、令和8年1月1日（木）から令和8年2月28日（土）までとする。

## 4 報告書の作成

業務を完了したときは、日別、時間、年齢層、性別等の広告実績を分析し、どのような効果が得られたか、また今後どうすれば効果が出る広報となるかを実施結果報告書にとりまとめ、令和8年3月31日（火）までに県に提出すること。

## 5 制作物の無償使用等

使用するバナー広告等が、他者の肖像権・所有権・著作権等を侵すものでないこと。

## 6 事業の再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業者
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

## 7 その他

- (1) 本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (2) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (3) 契約に当たり県と協議の上で、本仕様書の一部を変更する場合がある。
- (4) 本事業により使用した広告用データについては、千葉県の承諾なしに他に流用してはならないこと。
- (5) 本業務により使用する広報手段等が、他者の肖像権・所有権・著作権等を侵すものでないこと。
- (6) 受託者は本事業の実施に当たり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、信義誠実にその受託内容を履行すること。